

【大同メタル工業株式会社 社外役員の独立性判断基準】

(2015年10月28日制定)

以下の項目のいずれかに該当する場合、独立性が無いと判断する。

(1) 会社関係者

現在および過去10年以内に大同グループに勤務した者。

(2) 主要仕入先関係者

現在、および直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な(年間10億円以上の取引がある)仕入先、およびそのグループ会社の役員または使用人であった者。

(3) 主要取引先関係者

現在、および直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な(年間10億円以上の取引がある)取引先の役員または使用人であった者。

(4) 金融機関関係者

①現在、当社との間に10億円以上の預金または借入のある金融機関に、直近3事業年度において役員および使用人として在籍していた者。

②現在、当社の幹事証券会社である会社に直近3事業年度において役員および使用人として在籍していた者。

(5) 専門的なサービスを提供する関係者

現在、および直近3年以内に、当社の顧問弁護士(弁護士事務所)、担当会計監査法人、その他、税理士、弁理士、司法書士、経営・財務・技術・マーケティングに関するコンサルタントとして、当社から年間2,000万円以上の報酬を受領した者。

(6) 寄付または助成を行っている関係者

当年度および直近3事業年度において、当社が一定の金額(年間100万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額)を超える寄付または助成を行っている組織(公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等)の代表者および業務執行者。

(7) 近親者

現在および過去5年以内に大同グループに勤務した者の近親者(配偶者、親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、同居の親族)。または、上記(2)～(5)に該当する者の近親者。

(8) 重任、再任者

上記(1)～(7)に該当することなく、当社の社外取締役として10年間を超える期間の職務遂行を行った者。監査役は3期12年を超えて再任する者。

以上